

令和5年7月

下水道（農業集落排水）利用者 様
（溝口・下福島地区）

本巢市上下水道課

下水道の利用について

平素は、市政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下福島地内にある下水道のマンホールポンプ（下記位置図）において、令和4年12月から令和5年5月の間に、異物が詰まる事例が4回発生しました。

下水道に異物が流れると、ポンプの停止や故障の原因となりますので、下水道を利用（排水）するときは、下記内容について再確認いただき、ご利用頂きますようお願い申し上げます。

<下水道に流してはいけないものの例>

- ・タオル、マスク、下着、紙おむつ
- ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、赤ちゃんの「おしりふき」、掃除器具に装着する使い捨て不織布など

<マンホールポンプ位置図>



<除去した異物の写真>

令和5年3月 繊維物



令和5年4月 マスク



本巢市上下水道部上下水道課
（糸貫分庁舎）

電話：058-323-7761